

# 分譲地購入者紹介報奨金制度

井原市土地開発公社

## 制度の概要

井原市土地開発公社分譲地の販売促進と定住促進を図ることを目的に、分譲地の購入希望者を紹介していただいた方（紹介者）に報奨金を交付する制度です。

## 制度適用の対象となる分譲地

井原市土地開発公社が分譲する「四季が丘団地内の住宅用地」を対象とします。

## 報奨金の額

1区画につき **20万円** です。

## 報奨金の交付対象者

分譲地の購入希望者を紹介した者。

【除外者】ただし、次のいずれかに該当する者は交付対象者から除外します。

1. 分譲地購入契約締結者と同一世帯又は生計を一にする者
2. 井原市職員（井原市が構成団体となっている地方公共団体の組合の職員（他の団体から派遣されている職員を除く。）及び他の団体へ派遣されている職員を含む。）
3. 井原市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者

## 交付の要件

報奨金は、紹介された分譲地の売買契約、土地代金完納、所有権移転の全てが完了後、次の要件を満たす者に交付します。

個人 本市の市税の滞納がないこと。

法人 法人及び法人の代表者に、本市の市税の滞納がないこと。

## 交付の時期

報奨金は、紹介された分譲地の所有権移転が完了した後に支払います。

## 購入希望者の紹介

1. 購入希望者を紹介する場合、紹介者は、購入希望者の同意を得た上で、「井原市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書」に購入希望者の情報を記入し、事前に井原市土地開発公社へ提出するものとします。
2. 紹介者は、購入希望者に関する情報を適正に取り扱うものとし、他に漏らしたり目的外に利用してはいけません。

## 紹介の有効期限

紹介の有効期限は、紹介書受理から6か月間とします。

## 報奨金交付までの流れ

### ○ 井原市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書の提出



紹介者は、あらかじめ購入希望者の同意を得て、「井原市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書」を井原市土地開発公社へ提出します。

### ○ 井原市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書の受理



※井原市土地開発公社が「井原市土地開発公社分譲地購入希望者紹介書」を受理した場合、この紹介者が報奨金交付の対象者となります。ただし、同一の購入希望者を2人以上の者が紹介した場合や同一の分譲地を2人以上の者が紹介した場合には、それぞれ先に紹介した者を紹介者とします。



### 宅地分譲申し込み

### ○ 井原市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金交付申請書の提出



宅地分譲の申し込みがあった場合には、紹介者は、分譲地売買契約締結前に購入希望者の同意を得て、「井原市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金交付申請書」を井原市土地開発公社へ提出します。

### ○ 井原市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金交付申請書の受理



### 分譲地売買契約締結・分譲地売買代金完納・所有

○ 井原市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金交付決定通知書の交付



井原市土地開発公社から紹介者に対して、「井原市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金交付決定通知書」を交付します。

○ 井原市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金請求書の提出



紹介者は、「井原市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金請求書」を井原市土地開発公社へ提出します。

○ 井原市土地開発公社分譲地購入者紹介報奨金の交付

請求書に基づき、紹介者へ報奨金を支払います。

**【問い合わせ先】**

〒715-8601 井原市井原町311番地1

井原市土地開発公社（井原市役所本庁舎3階・財政課内）

Tel 0866-62-9507

Fax 0866-62-1744